

太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項

周南市農業委員会

1 事前相談等

事前相談の際には、現地調査ができる程度の土地利用計画図、公図、位置図等を提出してください。公図を除いて、作成する図面はA4判で統一してください。

2 周辺への配慮

(1) トラブル防止のため、隣接農地との水のやりとり、フェンスの位置や高さ、反射や音による影響など、当該設置予定の土地所有者のみならず、隣接地など周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々に、事前に計画を説明した上で申請してください。

(2) 境界ギリギリにフェンスを設置された場合、草刈りがやりにくくなった、トラクターが通れなくなったなど問題となる場合があります。また、境界が道路法面や水路等に接している場合は、法面から約1m程度、水路から50cm程度は離してフェンスを設置してください。フェンスの設置位置は、営農条件に支障を及ぼすおそれがない距離を確保することとしてください。

事前によく隣接所有者とは協議を行い、フェンスを控えて設置の計画とするなどの配慮をご検討ください。トラブル防止の観点からの配慮をお願いします。

(3) 設置後は、定期的な草刈り、隣接の法定外公共物の里道、水路の維持管理をお願いします。あわせて、地元の草刈り、溝掃除など地域の関係者等との協議、ご協力をお願いします。

(4) 除草剤を使用する場合は、周辺農地へ影響のないものを使用してください。

3 固定資産税額が変わる場合があることなどの周知

転用後には固定資産税が変わる場合があることなどについて、特に、賃貸借、使用貸借の場合には当該設置予定の土地所有者に理解してもらった上で申請されるようにお願いします。

4 行政庁への必要な申請手続

道路、河川、法定外公共物の占有等の許可その他の行政庁の免許、許可、認可等の処分が必要な場合はその申請手続をしてください。

5 周南市建築指導課への相談

建築指導課（開発指導担当）に届出の相談をしてください。

6 工事用の搬入路や運搬方法

- (1) 工事用の搬入路や運搬方法を教えてください。
- (2) 公道に面していない場合や道路が狭いなどの理由でほかの土地を通る場合は、その土地の所有者等の了解を得ておいてください。
- (3) 搬入路が農地の場合は、その農地の一時転用が必要です。

7 排水路の対応

- (1) 既存の暗渠排水については、十分な現状確認をして土地利用計画図に記載し、できる限り排水管上に工作物を設置しないでください。
- (2) 工事等で万が一支障があった場合、申請者の責任において復旧するなど、周辺農地に影響を及ぼすことがないようにしてください。
- (3) 開渠、暗渠ともに水路の維持管理、水閘（すいこう）の維持管理など、周辺農地に影響を及ぼすことがないようにしてください。

8 申請の受付

- (1) 申請受付は、毎月 20 日（20 日が休日の場合は直近の平日）締めです。
- (2) 申請時に、①位置図、②付近見取図、③土地の登記事項証明書（登記簿謄本）、④公図の写し、⑤事業計画書、⑥土地利用計画図及び排水計画図、⑦資施設の平面図及び立面図、⑧資金計画書並びに資力及び信用があることを証する書面、⑨被害防除計画書等必要な書類はすべて添付してください。例外的に書類が整っていない場合は、翌日の午前中までに必ず整えてください。
- (3) 作成して添付する図面はA 4判で統一してください。
- (4) 申請書提出後、農業委員と事務局職員による現地確認を行い、申請書を受理するか否かの判断をします。その判断によっては、申請の取下げを依頼する場合があります。

9 事業計画書作成の特記事項

- (1) 事業計画書に、パネルの面積（角度を考慮しないもの）と水平投影（設置）面積、発電能力及び発電（申請）出力を記載してください。計算式もお願いします。

パネル面積＝縦×横×枚数＝○㎡、

水平投影（設置）面積＝縦×横×cos○° ×枚数＝○㎡、

パネル 1 枚当たり発電力×枚数＝○○kW、

パソコン〇〇kW×〇台=〇〇kW など

(2) フェンスを設置する場合は、その設置を明記してください。

(3) 太陽光パネルの設置角度がわかる図面（標準断面図、立面図など）、パネルとパソコンの型番や1枚のサイズ・容量がわかるもの（カタログのコピーなど）も提出してください。

10 FIT制度等・事業計画認定書又は売電契約書の写しの添付

(1) FIT制度（経済産業省の再生可能エネルギーの固定価格買取制度）、FIT制度（2022年度より導入予定）その他国の制度（以下「FIT制度等」といいます。）に関係する事業の場合は、FIT制度等の事業計画認定書又は申請書の写し（旧設備認定ではない）を添付してください。

(2) FIT制度等に関係しない場合は、売電契約書の写しを添付してください。

11 廃棄費用の積立て義務化への対応について

2022年4月より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法は改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となります。これに伴い導入予定の、発電事業者に廃棄のための費用に関する外部積立ての義務化について、ご確認と関係者への周知をお願いします。

12 事業計画の内容に変更が生じる場合の対応

事業計画の内容に変更が生じる場合は、計画変更申請又は許可申請のやり直しをしてください。

13 完了報告書の提出

施工が完了した場合は、速やかに完了報告書を提出してください。

14 第三者への権利移動

許可後、権利を第三者に移動する場合は、本申請に関わる事項について、必ず継承してください。

15 苦情への対応

工事中、完了後を問わず、隣接農地及び周囲の農地所有者等から苦情があった場合は、誠意をもって協議し、解決するようにしてください。

16 関係規範（地域住民の理解を得ることに関係する箇所の抜粋）

(1) 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

ア 計画初期の段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図ること

(p 10)

イ 自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を進めることが重要 (p 6)」

ウ 本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の「指導・助言」、「改善命令」、「認定の取り消し」の措置が講じられる可能性が、ガイドラインに記載されている努力義務を怠った場合は「指導・助言」等の対象となりうる (p 3) 等

(2) 太陽光発電の環境配慮ガイドライン (環境省)

立地検討段階で、地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知することは事業を円滑に進める上で必要 (p 8) 等

17 農業委員及び農地利用最適化推進委員への相談

各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員を紹介しますので、農地等を転用して太陽光発電設備の設置を検討されている場合は、周南市農業委員会にお問い合わせください。